

木更津市介護予防・日常生活支援総合事業について 質疑応答集

平成29年3月30日現在

No.	種 別	質 問	回 答	発 出 時 期
1	定款	事業の目的として定款へ位置付ける際には、どのように記載すればよいか。	介護保険法で使用されている用語で記載することが適切であると考えます。 なお、定款の変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更について相談してください。(株式会社や有限会社については、所轄官庁はありません。) 【例】介護保険法に基づく第一号事業	H27.12.21説明会終了後の質問票
2	定款	社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」、「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。	「老人居宅介護等事業」の定義には「第一号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第一号通所事業」が含まれているため、この場合において定款の変更は必要ありません。	H27.12.21説明会終了後の質問票
3	運営規程	運営規程を変更する場合は、どのような文言を記載すればよいか。	「介護予防訪問介護」の場合には、その文言を「第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)」等に変更することで、被保険者やその家族にサービス内容を正確に説明できるものにしておくことが適当であると考えます。	H27.12.21説明会終了後の質問票
4	運営規程	運営規程を市に提出する必要があるか。	総合事業のみなし指定を受けている事業所は、市に提出する必要はありません。	H27.12.21説明会終了後の質問票
5	契約書 (訪問型サービス又は通所型サービス)	契約書を変更する場合、どのような文言を記載すればよいか。	契約書は事業者と利用者の取り決めであるため、市でお示しできません。 「介護予防訪問介護」の場合には、その文言を「第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)」等に変更することで、被保険者やその家族にサービス内容を正確に説明できるものにしておくことが適当であると考えます。 なお、契約書の内容については、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解を生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービス内容も併せた契約書様式として差し支えないと考えます。	H27.12.21説明会終了後の質問票
6	契約書 (介護予防ケアマネジメント)	介護予防ケアマネジメントの契約書は総合事業開始後に変更が必要か。介護予防支援との併用する方が想定できるがその場合はどのように契約書を締結すればよいか。	介護予防ケアマネジメントと介護予防支援のどちらにも対応できる契約書のひな形を作成し、お示しする予定です。	H27.12.21説明会終了後の質問票

No.	種 別	質 問	回 答	発 出 時 期
7	要支援者の総合事業への移行時期	既に要支援認定を受けている者が、認定を受けてから介護予防サービスを利用しておらず、総合事業移行後(平成28年3月以降)に新たに介護予防相当サービスを利用することとなった場合は総合事業対象者となるのか。	<p>総合事業への移行判断は、サービス利用開始日でなく要支援認定の有効期間で判断します。</p> <p>①平成28年3月1日時点で要支援認定を受けている場合は、その要支援認定有効期間終了後から総合事業へ移行します。</p> <p>②更新申請により、平成28年3月1日から要支援認定有効期間が開始する場合は、この更新認定期間終了後から総合事業へ移行します。</p> <p>③平成28年3月1日以降に区分変更申請をした結果、却下や要支援認定により認定区分が要支援となった場合は、区分変更申請日から総合事業へ移行します。</p>	H28.2.24説明会終了後の質疑応答
8	介護予防ケアマネジメント委託契約	代理受領委任状は、総合事業の移行にあたり、新たに提出する必要があるか。	総合事業移行前に介護予防支援業務を委託し、千葉県国民健康保険団体連合会に代理受領委任状を既に提出している指定居宅介護支援事業者は、新たに提出する必要はありません。ただし、新規に地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者との間で委託契約を締結した場合は提出する必要があります。	H28.2.17説明会終了後の質疑応答
9	総合事業の新規指定	総合事業の新規指定を受ける場合、指定申請の手続きはどのように行うか。	平成27年4月1日以降に指定介護予防訪問介護事業所の指定又は指定介護予防通所介護事業所の指定を受けた事業所には、個別に対応します。	H27.12.21説明会終了後の質問票
10	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントAと介護予防支援はどのような違いになるのか。また、サービス担当者会議はどのように開催すればよいか。	介護予防ケアマネジメントAと介護予防支援におけるケアマネジメントの方法に違いがありません。そのため、ケアプランに必要な書類、手続きは介護予防ケアマネジメントAと介護予防支援とで同内容になります。	H27.12.21説明会終了後の質問票
11	介護予防ケアマネジメント	「多様なサービス」はどのような判断で、サービス利用することとなるのか。	「多様なサービス」は緩和類型サービスや住民主体によるサービスを想定しているが、それらサービスを利用するには介護予防ケアマネジメントにより判断することとなります。	H27.12.21説明会終了後の質問票
12	介護予防ケアマネジメント	他市では「介護予防サービス・支援計画書」の書式が変更されているが、木更津市ではどうか。	介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び通所型短期集中予防サービスを実施しているが、いずれも総合事業を開始する前から実施しているサービスであるため、様式及び記入の仕方に変更はない。	H28.6.16第86回木更津市ケアマネジメント研究会における質疑応答

No.	種 別	質 問	回 答	発 出 時 期
13	介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA、ケアマネジメントB、ケアマネジメントCの様式及び導入時期について	<p>①ケアマネジメントA:様式は介護予防給付に用いる「介護予防サービス・支援計画表」と同様である。</p> <p>②ケアマネジメントB:様式は「介護予防サービス・支援計画表」を用い、導入時期は緩和した基準によるサービスを整備したときに導入を予定している。</p> <p>③ケアマネジメントC:ケアマネジメントの結果を本人に伝え、住民主体等のサービスにつなげるものであるため、新たに様式を作成することは想定していない。導入時期は住民主体サービスの構築や配食サービスを総合事業へ移行したときに導入を検討している。</p>	H28.6.16第86回木更津市ケアマネジメント研究会における質疑応答
14	介護予防ケアマネジメント	要支援認定の有効期間が2年になっている利用者がいるが、介護予防サービス・支援計画書の期間も2年で作成してよいか。	<p>ケアプランの目的が、「維持・改善すべき課題」を解決する上で最も適切な目標、支援内容、達成時期を含め、段階的に支援するためのケアプランを作成することであるため、3～12ヶ月を目途とする本人が自立した生活を送りたいと思う「生活目標」に対し、3～6ヶ月を目途とする「維持・改善すべき課題」である目標が達成されることを目的に、最も効果的な方法、最も効果的な手段を選択して、目標の期間をいつ頃までにするかを考慮してケアプランを作成することが求められる。</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン 抜粋)</p>	H28.6.16第86回木更津市ケアマネジメント研究会における質疑応答
15	介護予防ケアマネジメントの初回加算の算定について	予防給付を受けていた者が、総合事業のサービスへ移行する場合、初回加算を算定することができるか。	<p>現行の指定介護予防支援における基準に準じて算定することができ、以下の①または②に該当する場合となります。</p> <p>①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合 (契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)</p> <p>②要介護者が要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合</p> <p>しかし、予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間の満了の翌月から、サービス事業対象者として総合事業のサービス利用へ移行するときは、初回加算の算定を行うことはできません。</p> <p>(介護保険最新情報 vol.484)</p>	H28.2.17説明会の修正
16	介護予防支援の初回加算について	介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合は、介護予防支援の初回加算は算定できるのか。	<p>介護予防ケアマネジメントを受けていた者が、介護予防支援に移行した場合は介護予防支援の初回加算を算定することはできません。</p> <p>(平成27年4月1日 Vol.1 Q&A184)</p>	H28.2.17説明会の修正

No.	種 別	質 問	回 答	発 出 時 期
17	総合事業の報酬について	総合事業における月額包括報酬の日割りにの算定方法は予防給付と同じか。	<p>予防給付と異なり、利用者との契約開始については、契約日から日割りで算定します。</p> <p>一方、区分変更(要支援1⇔要支援2)は変更日から、区分変更(要介護→要支援)は契約日から日割りで算定することは予防給付と同じとなります。</p> <p>URL : http://www.city.kisarazu.lg.jp/resources/content/58299/20170329-191608.pdf</p>	H28.11.17質問票
18	訪問型サービス	訪問型サービスDはどのようなサービスを検討しているか。	厚生労働省が作成した介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインでは、住民主体のサービスとして位置づけられています。そのため、既にサービス提供している福祉有償運送サービスと差別化を図る必要があると考えています。	H27.12.21説明会終了後の質問票
19	生活支援サービスの構築	生活支援コーディネーターの育成方法について	千葉県(委託先:千葉県社会福祉協議会)が開催している生活支援コーディネーター養成研修を修了した者から選定することとしている。本市においては、平成27年度に19人が養成研修を修了している。	H28.6.16第86回木更津市ケアマネジメント研究会における質疑応答
20	生活支援サービスの構築	生活支援サービスの整備状況について	整備状況については、本日配布する「木更津市社会資源一覧」で確認してください。生活支援サービスの構築については、選定した生活支援コーディネーターを中心に、5月に組織した「木更津市在宅医療・介護連携推進協議会」の社会福祉・生活支援部会で検討していくこととしている。	H28.6.16第86回木更津市ケアマネジメント研究会における質疑応答
21	その他	事業所の定款や運営規程等を総合事業に対応できるように変更した場合、県に変更届出書を提出する必要があるか。	変更届出書の提出は必要ありません。ただし、指定更新時に変更した定款や運営規程等を提出してください。(千葉県高齢者福祉課確認済)	H28.1.19質問票